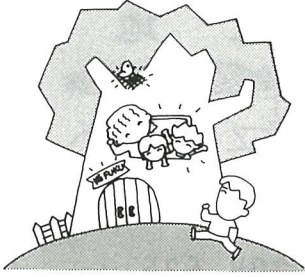


# 住民税シリーズ

(その7)

## 所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするため、所得金額から差引くことになっています。



種類	説明
雑損控除	災害や盗難、横領にあったとき(計算による)
医療費控除	医療費を支払ったとき(計算による)
社会保険料控除	国保税や国民年金、農業者年金の保険料(支払った額)
小規模企業共済等掛金控除	(支払った額)
生命保険料控除	(支払った保険料により計算・最高3万8,500円)
障害者控除	1人につき(24万円)(特別障害者は26万円)
老年者控除	納税者が老年者(65才以上)であるとき(24万円)
寡婦(寡夫)控除	納税者が寡婦(寡夫)であるとき(24万円)
勤労学生控除	納税者が勤労学生であるとき(24万円)
配偶者控除	(1)納税者と生計を同一にしている親族と同居している特別障害者である配偶者(30万円) (2)70才以上である配偶者(27万円) (3)その他の配偶者(26万円)
扶養控除	(1)納税者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70才以上の扶養親族(31万円) (2)納税者又はその配偶者もしくは納税者と生計を一にしている親族と同居している、特別障害者である扶養親族(30万円) (3)(1)(2)以外の70才以上の扶養親族(27万円) (4)その他の扶養親族26万円
基礎控除	(26万円)

※1.住民税には、損害保険料控除と寄附金控除はありません。  
2.控除額は、制度の改正により変更されるときがあります。

### 所得割の計算

所得金額 (収入ー必要経費)	4,830,000円 - 1,416,000円 = 3,414,000円 … (A)
所得控除	社会保険料控除 …… 339,000円 生命保険料控除 …… 35,000円 配偶者控除 …… 260,000円 扶養控除(26万円×2) …… 520,000円 基礎控除 …… 260,000円 計 …… 1,414,000円 … (B)
課税所得金額 (A) - (B)	3,414,000円 - 1,414,000円 = 2,000,000円 … (C)
所得割額 (C) × 税率 - 速算控除額	町民税 …… 106,000円 県民税 …… 50,000円

## 所得割の税率

所得割の税率は、所得が大きくなるにつれて、大きくなった部分の税率が段階的に高くなり、所得が高い人ほど多くの税金を納めるしくみになっています。

### 町民税

課税所得の段階	税率	(参考)速算控除額
20万円以下の金額	2.5%	円
20万円を超え 45万円以下の部分	3	1,000
45万円を超え 70万円以下の部分	4	5,500
70万円を超え 95万円以下の部分	5	12,500
95万円を超え 120万円以下の部分	6	22,000
120万円を超え 220万円以下の部分	7	34,000
220万円を超え 370万円以下の部分	8	56,000
370万円を超え 570万円以下の部分	9	93,000
570万円を超え 950万円以下の部分	10	150,000
950万円を超え1,900万円以下の部分	11	245,000
1,900万円を超え2,900万円以下の部分	12	435,000
2,900万円を超え4,900万円以下の部分	13	725,000
4,900万円を超える金額	14	1,215,000

### 県民税

課税所得の段階	税率	(参考)速算控除額
150万円以下の金額	2%	円
150万円を超える金額	4	30,000

## 住民税が算出されるまでの具体例

これまで説明してきたところにより、個人の住民税が算出されるまでを具体例で示すと、次のとおりです。

### 設例

家族構成	夫婦子供2人(妻子は所得なし)
前年中の収支	収入 …… 4,830,000円 必要経費 …… 1,416,000円 社会保険料(国保・年金)の支払額 …… 339,000円 生命保険の支払額 …… 100,000円

### 均等割

町民税 …… 1,500円	} …… (E)
県民税 …… 700円	

### 住民税額

(D) + (E) 町民税 …… 107,500円
県民税 …… 50,700円
計 …… 158,200円